連載⑱

数字で掴む自治体の姿
健全化判断比率

千葉県地方自治研究センター理事長　法政大学法学部教授　**宮﨑　伸光**

●個計化の罠

今となっては記憶が定かではありませんが、私が初めて「個計」という言葉に驚きをもって接したのは、確か1990年代の初頭、いわゆるバブル経済の絶頂期であったと思います。テレビではいわゆるトレンディドラマが高視聴率を挙げていた時代で、颯爽と世を闊歩する若い主人公の男女は、結婚ないし共同生活をしていても「１つの財布(家計)」にすることなく、「それぞれの財布（個計)」を守りつつ、共同必要経費に充てる分だけを持ち寄っていました。私自身は､そうした「家族形態」をいわば絵空事として眺めていました。しかし、ある日経済学を専攻する知人から｢家計の個計化」は止まらない趨勢であり、それに応じて経済指標を開発する必要がある、という話を聞き、初めて現実のこととして時代の変化を感じました。それは、夫ないし妻が互いに相手に内緒のヘソクリを蓄えることとは全く違い、社会の基盤たる家族のあり方に構造転換を認めることだからです。その後にバブルは弾けて景気は一転しましたが、個計化は確かに進展しているようです。

さて、俸給生活者の夫と妻の２人世帯において専業主婦であった妻が職を得て共稼ぎになったことを機会に､「１つの財布」から「それぞれの財布」に分ける個計化をしたと想定してみましょう。

それだけであれば、この世帯にとって「会計を分けた」だけの変化に違いありません。しかしこの夫が実は無類のギャンブル好きで、それまでの家計は実に「火の車」の状態で、妻のやりくりによってなんとか維持されていたとしたらどうでしょう。

妻としては、夫が共同生活費の拠出を確実に履行する限り、個計化によって自分自身の生活は楽になるでしょう。したがって夫には確実な拠出を厳しく求めるかもしれません。

一方、夫にしてみれば、毎月の一定日までに共同生活費を拠出するためにギャンブルを止められれば良いのですが、なかなかそうはいきません。むしろ、苦しい経済状況の「一発逆転」を狙い、ますますギャンブルにのめり込み、消費者金融に手を出し、その返済すら困難になるかもしれません。そうして万策尽きたとき、月給の前借りを願い出て認められたと仮定しましょう。

このとき、事情を知らない妻から見れば、夫は着実に責任を果たし共同生活費は無事に確保されています。妻はかつての我慢から解放され、自分自身の財布による楽しみに向かうでしょう。

自業自得といえばそれまでですが、大変なのは夫です。月々の固定経費は、共同生活費の拠出分に消費者金融への返済が加わっています。まして月給は前借りをしているので収入は減ります。なかなか想定しづらい状況ですが、運良くさらに続けて月給の前借りができたとしても、問題を先送りしているに過ぎません。

ほどなく妻は事情をすべて把握するでしょう。気づいたときには「火の車」どころではなく、まさに「破綻」に追い詰められた状態です。「家計を分けた」ことにより、家計の全体が見えにくくなった結果ともいえそうです。

●「オーバーナイト」と「単コロ」

これまで見てきたように決算カードには普通会計の財政状況が記載されています。普通会計には、自治体ごとに会計区分にかなりの違いがあることをふまえ、自治体相互の比較に適するように一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合わせて再整理した純計値が並んでいます。

上に記した「家計」における「個計化」の罠は、個々の自治体で区分された会計間や自治体が出資する第三セクターや地方公社といった出資法人と当該自治体の一般会計の間についてもほぼ同じようなことが考えられます。すなわち、自治体の財政状況は、いくつかの会計に分けられることで、その区分本来の目的とは別に、それらの複雑な相互関係によって、かえって全体像が見えにくくなることがあります。つまり、決算カードに記載されている普通会計の状況だけでは、当該自治体の財政状況全体を隈無く見渡すことは困難です。

たとえば独立採算を原則とする第三セクターや地方公社といった出資法人に赤字が見込まれるとき、自治体は一般会計から資金を繰り出すばかりでなく、不足分を貸し出すことがあります。

このとき、当該法人の運転資金不足と自治体の貸出による一般会計の凹みを同時に見えにくくするには、次のような方法があります。

事は会計年度末の３月31日に動きます。すなわち、まず一般会計からの借入により事業を継続してきた法人は、年度末のその日に市中の金融機関からつなぎ資金を調達し、自治体の一般会計に所定の利子を加えて返済します。一方、それを受けた自治体は翌４月１日、すなわち翌会計年度の当初日に同額（ないし法人が金融機関に支払う利子分を上乗せした額）を再び同じ法人に貸し出します。そして、同法人は、それに１日分の利子を乗せて金融機関に返済するのです。

もちろんこうした操作をしたところで当該法人の借金は減るわけではなく、繰り返せばそれだけ返済を要する額が増えていきます。毎年の赤字状況に変化がなければじわじわと利子が増えるばかりですし、赤字額が増加するとなれば一般会計からの借金がその分の利子と共に増えていきます。ただ、当面の運転資金だけは確保されているように見えます。

そして自治体の一般会計について見ると、いったん年度内に返済されて貸し借りなしになります。わずかに利子分がプラスになりますが、それを含めて諸収入として経理されます。すぐ翌日に再度貸出を行いますので、結局次の年度末まで常に一般会計にはその分の凹みが生じることなります。とはいえ、年度末には再び貸し借りの関係が清算されますから、会計を閉めるときにはこの分の貸付残高は解消します。

一方、これを金融機関から見れば、年度をまたぐ１日だけの貸付ですが、わずか１日分の利子とはいえ確実に元利合計額を回収できることになります。

この「一夜貸し」の手法は、関係者の間では「オーバーナイト」と呼ばれています。

またこれとは別に、出納閉鎖期間を利用したより手の込んだ手法もあります。

出納閉鎖期間とは、前会計年度の収入および支出について、未収及び未払いとなっている現金の出納上の整理等を行い、最終的に確定させるまでの期間のことで、４月１日から５月31日までです。この期間は、実際にはすでに新年度に移行していますので、その複数年度の並行処理をずらす会計操作で処理します。

具体的には、やはり赤字が見込まれる特別会計ないし独立採算を原則とする第三セクターや地方公社といった出資法人に、一般会計から資金を貸し付けるところは同じです。しかし、借りた側がその返済を出納整理期間中、つまり翌年の４月１日から５月末日までの間に行うところが違います。もっとも返済するとはいえ、実際にはその財源として翌年度の一般会計からの借入金を充てます。

これを借りる側から見れば、借入金を出納整理期間中に返済していますので同一年度内のやりとりということになります。

そして、一般会計の側にしてみれば、実質的には貸付金が前年度分の返済金として往復するだけなのですが、形式的には貸し出した年度と同じ会

計年度の内に貸し借りが精算され、当該年度の貸付残高はないことになります。

一般会計にこうした資金貸付の余裕がない場合、その資金は市中の金融機関からの一時借入に求められます。つまり、金融機関から自治体の一般会計に貸し出された資金が特別会計ないし独立採算を原則とする第三セクターや地方公社といった出資法人への貸出金になり、それが前年度の貸出金の返済金として自治体の一般会計に戻され、さらに当初の金融機関へと返済されるわけです。当該金融機関と一般会計とのやりとりにも当然のことながら利子は発生しますが、同一会計年度内に完了する一時借入金として処理されますから、歳入歳出とも当該自治体の予算には計上されず、そのままの形では決算カード上に現れません。

こうした「単年度転がし」の手法は、関係者の間で「単コロ」と呼ばれています。

●夕張市の財政破綻に押された自治体財政健全化法

2006（平成18）年６月10日、北海道新聞が夕張市の巨額債務を報じたことを契機として、その10日後に同市は、自主的財政再建の方途を諦め、当時の地方財政再建促進特別措置法の準用規定に基づく財政再建団体に追い込まれました。隠されていた赤字額を財政規模と比べたときの類例を見ない大きさと、その後の想像を絶するような厳しい財政再建への歩みに「夕張ショック」という言葉が生まれ、厳しさが増す財政状況に悩む全国の自治体に衝撃が走りました。

この夕張市の財政破綻をきっかけとして、同市役所の財政担当者間で「ジャンプ」と呼ばれていた会計処理が明るみに出たことから、多くのマスコミをはじめ、研究者の間からもその「不適切な財政処理」に批難の集中砲火が浴びせられました。

しかしながら、この「ジャンプ」は上に記した一時借入金を財源とする「単コロ」に他なりません。そして夕張市だけが手を染めていたわけではありません。たとえば共に自治省事務次官を務めた長野士郎と松本英昭は、同名のそれぞれの著書『逐条地方自治法』において「前の年度の一時借入金を翌年度の一時借入金で償還し、それを毎年度繰り返して、あたかも地方債を一時借入金に肩代わりしたような例が過去においてみられた」と同文で指摘していますが､それはまさに「単コロ」に他なりません。また、2000（平成12）年４月３日の『官庁速報』は、泉崎村（福島県）が「特別会計の赤字を金融機関からの一時借入金で補てんし、年度末に再び次年度分を一時借り入れして返済に回す『自転車操業』を続け、負債が雪だるま式に膨れ上がった」と報じています。これは、北海道庁の「夕張市の財政運営に関する調査」2006（平成18）年８月１日によれば、夕張市の「ジャンプ」が公共下水道事業会計との間で1992（平成４）年度から始まったとされていますのでそれよりは後のことですが､「ジャンプ」がその対象を広げて広範に用いられるようになる2003（平成15）年度以降よりは前のことです。

以上の事実だけでも会計年度間の操作による「赤字隠し」が相当以前からさまざまな自治体においてずっと用いられていた疑いは濃厚です。加えて、2016（平成28）年８月22日の朝日新聞は、北海道庁の財政担当者が自ら北海道庁自身の「単コロ」が「夕張の問題以前から続いている」ことを認め、実際に「オーバーナイト」もなお行われているとその他の自治体の例も交えて報じました。ただし、夕張市の財政破綻直後に北海道庁と総務省は共に「ジャンプ」などの不適正会計操作への関与を否定し、知らなかったと述べています。とはいえ、横山純一北海学園大学法学部教授によれば、インタビューに応えて北海道庁の職員が、釧路市、小樽市、北見市、苫小牧市、室蘭市、伊達市、滝川市、むかわ町の道内８市町で年度をまたぐ会計間の貸し借りが行われていた事実を認めているそうです（筆者は横山教授から直接聞きましたが、同氏は「夕張市の財政問題」『自治総研』第32巻第10号、2006年10月、30頁においても言及されています）。また、話者と自治体名を伏せることを条件に2017（平成29）年夏秋に実施した関係者に対する筆者の聞き取り調査においても、北海道内に位置する上記８市町とは別の複数自治体で北海

道庁の財政担当者から同様の手法についての「指導」を受けており、国も知らないはずはないという話を得ています。

ともあれ、普通会計だけに着目し複数の会計間の関わり合いを考慮しない財政指標ばかりでは問題を抱える自治体財政の全体像を把握することができないことは、夕張市が財政破綻する前から知られていました。そして、現実の問題として夕張市が財政破綻したことで、危機に陥った自治体の「財政の早期健全化及び財政の再生」等を図るための法整備作業が急がれ、2007（平成19）年６月の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（自治体財政健全化法）」に結実しました。

2009（平成21）年４月に全面施行された同法では、健全化判断比率として①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、の指標が規定され、各自治体が毎年度の決算後にこれらを公表することが義務付けられました。また、これらの指標に基づいて早期健全化基準および財政再生基準が設定され、それぞれを超過した自治体には財政健全化計画ないし財政再生計画の策定義務などが課されました。この健全化判断比率は、2007（平成19）年度版の決算カードから記載されるようになりました。

●実質赤字比率

健全化判断比率の最初の指標として決算カードに記載される実質赤字比率は、名称こそ新しいのですが、その中身は従前からある「実質収支比率」と同じものです。

普通会計に生じている赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標ですが、そもそも財政の「健全化」を図るためという政策目的に基づいて設定されていますので、黒字の場合はムシ！されます。この指標は、次の式で定義されています。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

ここでいう「一般会計等」とは、「普通会計に相当する会計」のことです。「普通会計」の法律上の表現と言えるでしょう。

また「実質赤字額」とは、繰上充用額に支払繰延額と事業繰延額を加えた金額です。

【表01】は、実質赤字比率に基づく早期健全化基準と財政再生基準です。早期健全化基準は、市区町村は標準財政規模に応じて11.25～15パーセントの幅があり、道府県は3.75パーセントとされています。なお、都については独自の財政制度があることをふまえた調整があり、その結果概ね５パーセント強になります。また、財政再生基準は、市区町村は20パーセント、道府県は５パーセント、都は８パーセント程度とされています。

●連結実質赤字比率

健全化判断比率の２番目に決算カードに記載される連結実質赤字比率については、「連結」という言葉に自ずと目が向くと思います。普通会計ばかりではなく、自治体の全会計をまとめて対象とするために「連結」という言葉が用いられたと想像はつきます。しかし、民間企業で言うところの子会社等までも視野に含める「連結」とは意味が違います。

当該自治体が出資している第三セクターや地方公社、あるいは当該自治体の業務を分けて共同で

【表01】実質赤字比率に基づく早期健全化基準と財政再生基準

	早期健全化基準		財政再生基準
標準財政規模　50億円未満の市町村	（20＋10）／2	15％	20％
標準財政規模　50～200億円の市町村	（7×標準財政規模＋100億）／60×標準財政規模	12.5～15％	20％
標準財政規模　200～500億円の市	（25×標準財政規模＋1000億）／240×標準財政規模	11.25～12.5％	20％
標準財政規模　500億円以上の市		11.25％	20％
政令指定都市		11.25％	20％
道府県	3／80	3.75％	5％
都	別途設定	5％強	8％強

処理している一部事務組合や広域連合の会計は、この「連結」には含まれません。とはいえ、国民健康保険事業、病院事業、下水道事業などの赤字になりがちな公営事業会計や公営企業会計は普通会計と「連結」させて計算されます。

この全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率は、次の式で定義されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

ここでいう「連結実質赤字額」とは、

赤字要因、すなわち次の①と②の合計額

① 一般会計および公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額

② 公営企業の特別会計のうち資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

黒字要因、すなわち次の③と④の合計額

③ 一般会計および公営企業以外の特別会計のうち実質黒字を生じた会計の実質黒字額の合計額

④ 公営企業の特別会計のうち資金の余剰額を生じた会計の資金の余剰額の合計額

を比較し、赤字要因が黒字要因を上回る場合の両者の差額とされています。ここでも黒字の場合は対象になりません。

この指標については、固定資産と流動資産に係る評価方法などそもそも依って立つ原則が多様な諸会計を単純に足し合わせていることなど、ムリをしている側面も感じられます。

この指標による早期健全化基準と財政再生基準は、実質赤字比率に基づく基準よりそれぞれ５パーセント高く設定されています。すなわち、早期健全化基準については、市区町村は標準財政規模に応じて16.25～20パーセント、道府県は8.75パーセント、都は10パーセント強程度、財政再生基準は、市区町村は30パーセント、道府県は15パーセント、都は18パーセント強程度です。

ただし、この新しい指標に基づく財政再生基準については、財政運営に大きな制約を与えることを理由として、３年間の経過措置が設定されました。すなわち、市町村の2008（平成20）年度および2009（平成21）年度の決算については40パーセント、2010（平成22）年度については35パーセントです。

●実質公債費比率

健全化判断比率の３番目に位置づけられた実質公債費比率は、2005（平成17）年度版から決算カードに記載されるようになりました。

普通会計において負担される元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率の３年平均ですが、次の式で定義されます。

実質公債費比率

$$= \frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額参入額}} - \frac{\text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額参入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額参入額}}$$

の３年間平均値

一見複雑なように見えますが、要するに公債費や公営企業債に対する繰出金などで公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）を標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除して計算する百分比の過去３年度の平均値で、普通会計の収入のうちどれぐらいが実質的に借金の返済に充てられたかという自治体の資金繰りの程度を示す指標です。ここでは一部事務組合や広域連合の債務であっても当該自治体が返済を負担した分が「準元利償還金」として含まれることが特徴です。

この指標に基づく早期健全化基準は、市区町村都道府県に関わらず25パーセントとされ、財政再生基準は、やはり市区町村都道府県の別なく35パーセントです。

●将来負担比率

健全化判断比率の４番目に決算カードに記載される将来負担比率は、２番目の連結実質赤字比率

と共に自治体財政健全化法で新たに規定された指標です。

自治体が将来において実質的に負担しなければならない債務の大きさを示す指標ですが、次の式で定義されます。

$$\text{将来負担比率}=\frac{\text{A}-(\text{B}+\text{C}+\text{D})}{\text{標準財政規模}-\text{E}}$$

ここで、A、B、C、D、Eはそれぞれ次のとおりです。

A：将来負担額
B：充当可能基金額
C：特定財源見込額
D：地方債現在高等に係る基準財政需要額参入見込額
E：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額参入額

算式の個々の項目を細かく見ると複雑になりますが、要するに普通会計で負担しなければならない地方公社や出資法人の損失補償をも含めた負債額を、標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額と比べた値を示すもので、当該自治体の財政がどれぐらいの重荷を背負っているかの指標です。

以上４つの指標の中でこの指標だけが特定の時点における資産の量を測るストック指標であることには留意が必要です。他の３指標はいずれも一定期間内の収支勘定をみるフロー指標です。とはいえ、計算の基礎は公債費であって負債に見合うストックは直に評価されていません。実際に算定すると自治体ごとのバラツキが大きく、政令指定都市などの大規模な都市では大きな値となる傾向が指摘されています。他の３指標と比較しても未完成ないし改良の余地がある指標と言えるかもしれません。

そうしたことを反映してか、本指標に基づく財政再生基準は設定されていません。この指標に基づく早期健全化基準は、市区町村は350パーセント、都道府県と政令指定都市は400パーセントとされています。

●自治体財政健全化法の効果

さて、夕張の財政破綻が成立を促した自治体財政健全化法は、危機に陥った自治体の「財政の早期健全化」と財政破綻した自治体の「財政の再生」に効果を発揮したのでしょうか。

財政破綻防止策として自治体財政健全化法は４つの健全化判断比率を用意し、それぞれに基づく早期健全化基準を１つでも超えた自治体は財政健全化計画を策定し、実質赤字比率はゼロ、その他の健全化判断比率はすべて基準値内に止まるようにしなければなりません。また、それを超えて将来負担比率以外の３つの健全化判断比率に基づいて設定された財政再生基準の１つにでも達すれば当該自治体は財政再生団体ということになり、国の強い干渉を受けながら実質赤字比率はゼロ、残りの２つの健全化判断比率についても早期健全化基準未満に抑えなければなりません。サッカーになぞらえて、前者はイエローカード、後者はレッドカードと呼ばれることもありますが、このレッドカードは、すなわち財政破綻の烙印です。

夕張市は、地方財政再建促進特別措置法による財政再建団体から引き続き自治体財政健全化法による財政再生団体になり、俗に言う「鉛筆１本を買うにも国の同意を要する」という状態になりました。その後、夕張市に続いてレッドカードを受けた自治体はありません。では、イエローカードはどうでしょう。少し詳しく見てみましょう。

【図01】は、市町村について、４つの健全化判断比率が規定された2007（平成19）年度以降2015（平成27）年度までの実質赤字比率の推移をまとめたものです。すでに触れたように、実質赤字率は実質収支比率と同じ計算でふるいにかけられ、赤字になった自治体だけが残されたものです。つまり、この図に見るとおり2007（平成19）年度に実質収支が赤字になった市町村は23団体です。

このとき白抜きで示した夕張市はすでに準用財政再建団体になり、当時の地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建の途上にありましたので、まさに桁違いの数値になっています。高取町と御所市は、守口市よりも高い比率を示していま

【図01】実質赤字比率の推移

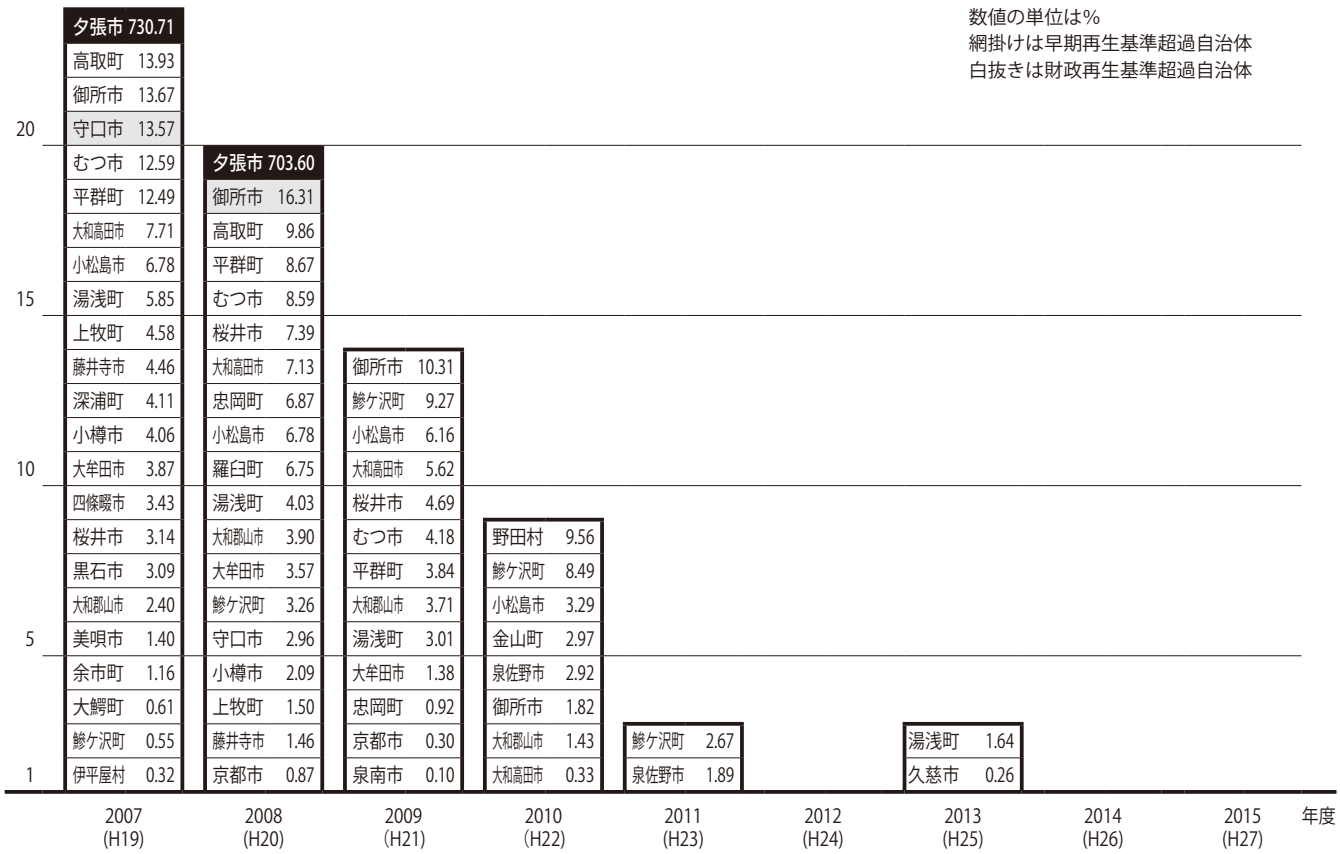

すが、標準財政規模との関係で前２者の早期健全化基準はそれぞれ15.00パーセントと13.75パーセント、守口市は11.84パーセントでしたので守口市だけが早期健全化基準を超えることになります。続くむつ市と平群町の早期健全化基準は、それぞれ12.66パーセントと15.00パーセントでしたから、実質赤字比率はそこまでは届いていません。

もっとも、実際にイエローカードが切られるのは、翌2008（平成20）年度決算の結果からでした。図からわかるように、実質収支が赤字となった市町村は19団体で、早期健全化基準を超えた市町村は、財政再生団体となる夕張市の他は御所市だけでした。ちなみに夕張市の早期健全化基準は、この２年とも15.00パーセント（財政再生基準は20.00パーセント）で、御所市の2008（平成20）年度は17.74パーセントでした。

その後は実質収支が赤字となる市町村は、ほぼゼロに向かい、新たに早期健全化基準を超える市町村はありません。

【図02】は、連結実質赤字比率の推移です。16.25パーセントを超えた市町村についてのみ示

【図02】連結実質赤字比率の推移

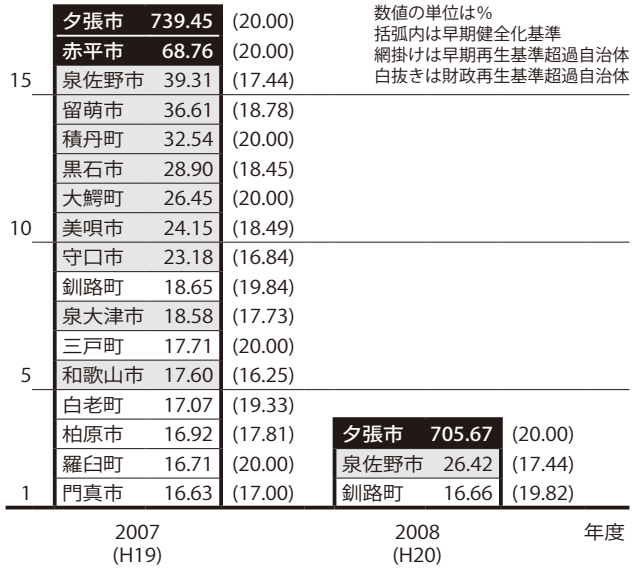

してあります。図からわかるように2007（平成19）年度決算の段階で赤平市は68.67パーセントの値を示し、経過措置による40パーセントの財政再生基準をも超過していました。しかし、実際にカードの判断対象となる翌2008（平成20）年度の決算では赤平市は13.10パーセントまで値を落とし、レッドカードばかりかイエローカードをも免

【図03】実質公債費比率の推移

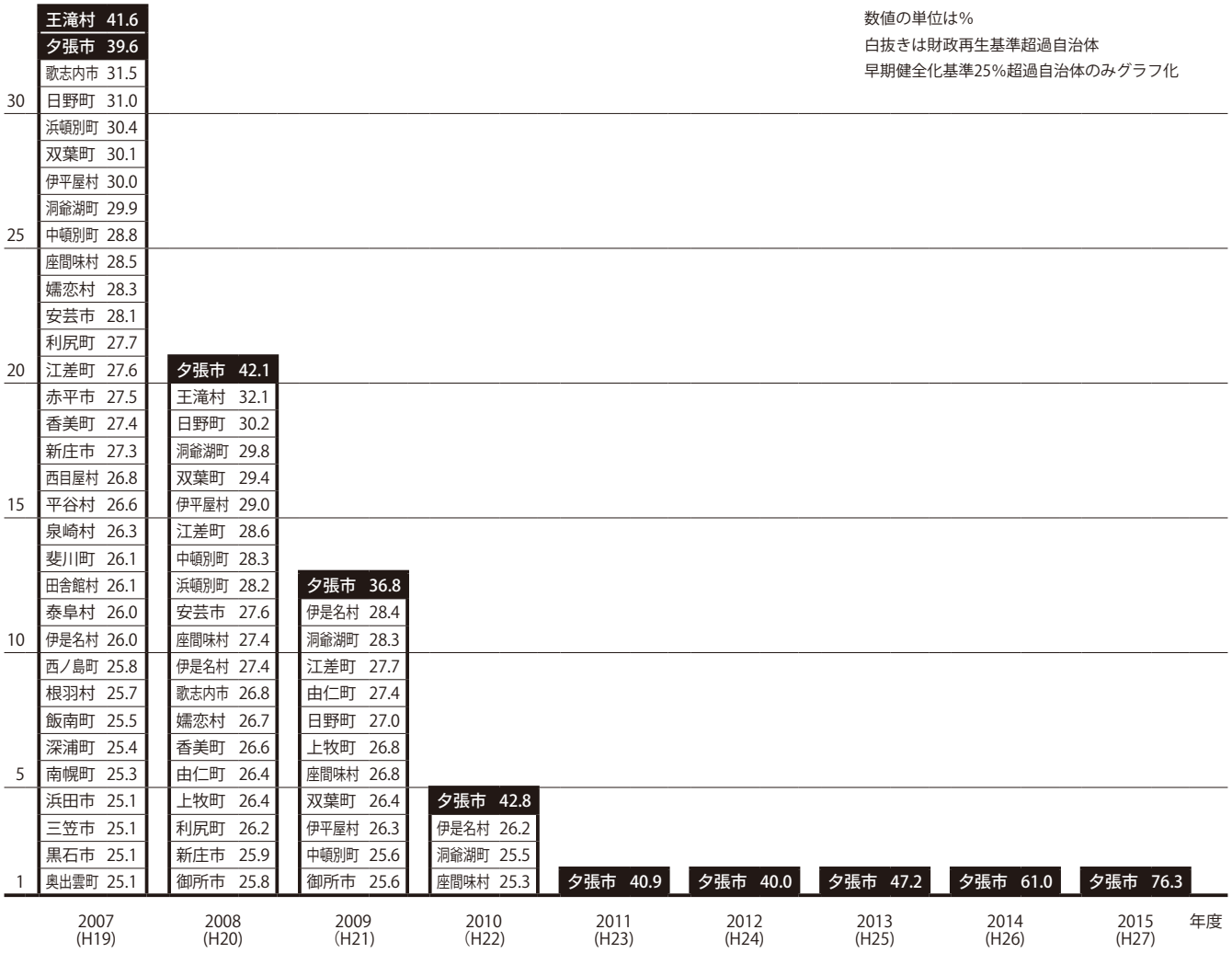

れました。

他に2007（平成19）年度決算の段階では９つの市町村が早期健全化基準を超過していましたが、翌年度には値を落とし、泉佐野市だけがイエローカードを受ける結果になりました。なお､2009(平成21）年度以降は、16.25パーセントを超える市町村は発生していません。

実質公債費比率の推移は、早期健全化基準である25パーセントを超過した自治体のみを**【図03】**に示しました。2007（平成19）年度決算の段階では、35パーセントの財政再生基準をも超えた大滝村と夕張市を含めて33もの市町村が早期健全化基準を超過しています。

2008（平成20）年度の決算では、32.1パーセントに値を落としてレッドカードを避けることができた大滝村を含め、19の市町村が実際にイエローカードということになりました。とはいえ、そうした市町村は最長でも３年間で事態を解消し新たな市町村も発生しなかったことから、2011（平成23）年度からは、夕張市を除いて早期健全化基準を超過する市町村はなくなりました。

将来負担比率が早期健全化基準を超過した自治体は、夕張市、泉佐野市、大鰐町の２市１町だけです。その推移を**【図04】**にまとめてみました。

グラフからは、大鰐町は2009（平成21）年度まで、泉佐野市も2012（平成24）年度までで早期健全化基準を下回り、以後は夕張市だけが高い数値を残しています。とはいえ、その夕張市も着実に率を減らしていることが看取できます。

以上４つの健全化判断比率から、唯一の財政再生団体となった夕張市を除く21の市町村が早期健全化基準を超過し、財政健全化計画の策定が義務付けられました。次に、それらの経緯等を**【表02】**にまとめました。

この表からは、21の市町村が早期健全化基準を超過したのが、いずれも制度適用の当初年度である2008（平成20）年度の決算で、翌2009（平成21）年度から一斉に財政健全化計画が走り始めたことがあらためて確認できます。計画予定期間は、１年間から19年間までさまざまですが、実質赤字比率のみ超過した御所市以外はいずれも複数の会計が関与して当該自治体財政を圧迫していることが暗示されているようです。また、とくに地方公社や出資法人の損失補償までも含めて普通会計で負担しなければならない「重荷」を算定する将来負担比率が基準を超えるとその解消までには長い期間を要すると見込まれることもわかります。一方、19年間を予定していた泉佐野市が14年も前倒して５年間で計画目標を達成したことを先頭に、計画予定期間が４年間以上の７市町村がいずれも予定完了年次を待たずに「卒業」したこともわかります。

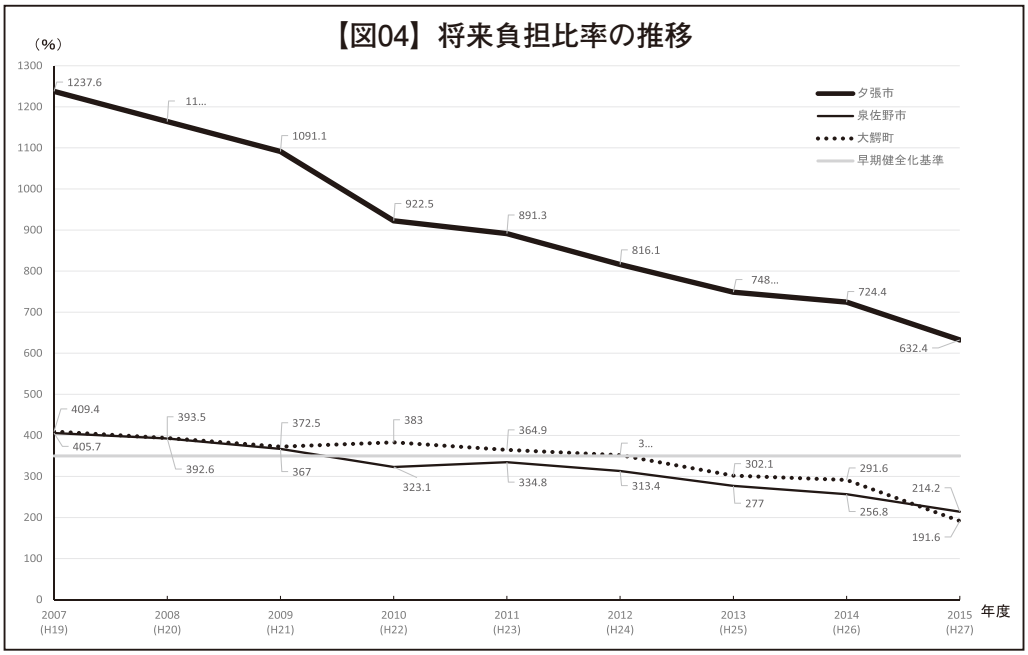

このように財政健全化計画が策定された市町村では、そのゴールに向けて相当の苦労があったことがうかがえるのですが、財政再建計画の策定に至らなかった市町村においても、健全化判断比率が最初に算定された2007（平成19）年度決算とその翌年の実績を比べることで同様の厳しい努力が偲ばれる場合もあります。2008（平成20）年度の

【表02】財政健全化計画策定市町村

	基準超過指標	計画初年度	計画予定期間	計画完了年度	備　考
泉佐野市	連結実質赤字比率・将来負担比率	2009（H21）	19 年間	2013（H25）	14 年前倒しで計画完了
大鰐町	将来負担比率	2009（H21）	13 年間	2014（H26）	7 年前倒しで計画完了
御所市	実質赤字比率・実質公債費比率	2009（H21）	7 年間	2013（H25）	2 年前倒しで計画完了
日野町	実質公債費比率	2009（H21）	5 年間	2010（H22）	3 年前倒しで計画完了
洞爺湖町	実質公債費比率	2009（H21）	5 年間	2012（H24）	1 年前倒しで計画完了
座間味村	実質公債費比率	2009（H21）	5 年間	2012（H24）	1 年前倒しで計画完了
由仁町	実質公債費比率	2009（H21）	4 年間	2010（H22）	2 年前倒しで計画完了
伊是名村	実質公債費比率	2009（H21）	3 年間	2011（H23）	
双葉町	実質公債費比率	2009（H21）	2 年間	2010（H22）	
伊平屋村	実質公債費比率	2009（H21）	2 年間	2010（H22）	
江差町	実質公債費比率	2009（H21）	2 年間	2010（H22）	
中頓別町	実質公債費比率	2009（H21）	2 年間	2010（H22）	
上牧町	実質公債費比率	2009（H21）	2 年間	2010（H22）	
王滝村	実質公債費比率	2009（H21）	1 年間	2009（H21）	
浜頓別町	実質公債費比率	2009（H21）	1 年間	2009（H21）	
安芸市	実質公債費比率	2009（H21）	1 年間	2009（H21）	
歌志内市	実質公債費比率	2009（H21）	1 年間	2009（H21）	
嬬恋村	実質公債費比率	2009（H21）	1 年間	2009（H21）	
香美町	実質公債費比率	2009（H21）	1 年間	2009（H21）	
利尻町	実質公債費比率	2009（H21）	1 年間	2009（H21）	
新庄市	実質公債費比率	2009（H21）	1 年間	2009（H21）	

決算から財政再建計画の策定に進まざるを得なくなった市町村にも、やはりそうした厳しい努力をしつつも１年間では間に合わなかったと見えるところがあります。実質公債費比率の基準を超過した19市町村は、上牧町、由仁町、御所市の２町１市を除いていずれも前年度の決算においても同基準を超過していますが、江差町と伊是名村を除く他は2008（平成20）年度の決算で値を下げてなお基準内に収まりませんでした。また、前年度に基準を超えていなかった２町１市の値は、上牧町が24.7パーセント、由仁町と御所市はともに24.3パーセントで基準値に近いものでした。８つの市町村が財政健全化計画を１年に限りましたが、２年間で計画の達成ができると見込み、実際に完了したところを加えると13市町村に及ぶこともこの推測を裏付けます。

また、上述したように大滝村は2007（平成19）年度決算の時点で実質公債費比率が財政再生基準を超えていたものの、翌年度には早期健全化基準の範囲内に止まりました。一方、やはり上に述べましたが、赤平市は連結実質赤字比率において2008（平成20）年度の決算時に13.10パーセントと前年度の68.67パーセントから急激に値を落としており、結果として40パーセントに設定された財政再生基準の経過措置は無用でした。この経過措置は夕張市以外に財政再生団体が発生することを避けるために、その可能性が意識された赤平市を念頭に設定されたもので、同市が予想以上に値を下げたことで意味を失ったものではないかと推測できるようにも思います。財政再建の過程にある夕張市の途方もなく厳しい状況は「夕張ショック」としてマスコミを通じて世に知れ渡っていましたし、「第２の夕張になっても良いのか」という脅し文句は全国の自治体で叫ばれていました。いや、現在なお耳にすることもあります。「夕張だけで十分」という思いが、その言葉に込められる意味はさまざまであったとしても、関係者の多くに共通していたと思われます。

ともあれ自治体財政健全化法は、財政破綻の防止に一定の役割を果たしていると評価できそうです。ただし、それはただ単に４つの健全化判断比率を用意し、財政破綻に至る前の一定の段階で財政健全化計画を策定することが義務付けられたから、とは言えないようです。確かに、４つの健全化判断比率という指標を毎年度公開することにも意義はあります。しかし、それに加えて「夕張ショック」の現実や事実を超えたイメージの拡散があったからこそ絶大な効果が発揮されたのではないかと思います。

なお、夕張市の「ジャンプ」は、一時借入金に頼る「単コロ」でした。すでに述べたように、確かに一時借入金は、歳入歳出の予算としては表面化せず、決算カードにもそれとしては現れません。しかし、「後付け」との批判を覚悟して敢えて「今の時点」から見れば、決算カード、ないしそこに記載されているデータの出所となる市町村別決算状況調に、尋常ではない事態の「痕跡」を見出すことはできます。それは、決算カードの項目では、「歳入の状況」の区分にある「諸収入」、そして「性質別歳出の状況」の区分にある公債費内訳の「一時借入金利子」とやはり性質別歳出の「投資・出資金・貸付金」のところです。

まず「単コロ」と「オーバーナイト」は、共に当該自治体の一般会計からの「貸付」に始まります。これは、決算カードでは「投資・出資金・貸付金」としてまとめて記載されますが、市町村別決算状況調では内訳として「貸付金」の数字が並びます。

次に、貸し付けた先から返済を受けますが、それは上述したように当該自治体の一般会計では「諸収入」に含まれ、決算カードでは「諸収入」に一括されます。これについても市町村別決算状況調には内訳の項があり「貸付金元利収入」として数字が並びます。

さらに、「ジャンプ」における財源は金融機関からの一時借入金でしたが、これについては歳出の面で、公債費に係る利子として決算カードおよび市町村別決算状況調に「一時借入金利子」が記載される欄があります。

これらのいずれについても、不適切な会計処理の結果が過ぎれば肥大化するとはいえ、仮に大きな金額が現れているとしてもそれが不適切な会計

処理の結果には限られません。さればこそ「後付け」であり「今の時点」から見て、と断りを付けて言えることですが、かつての夕張市のデータは、異常に膨らみ怪しい姿を示していました（**【図05】**～**【図06】**参照）。

なお、一時借入金の限度額は予算事項に含まれますので、各年度の予算を分析することでも異様な姿を見出すことができるかもしれません。しかし、外部からそれを探ることは困難な場合が多いようです。

ところで、財政破綻に陥った自治体の「財政の再生」に自治体財政健全化法の規定がどれほど役立つと見込めるかの評価はここまでとは別の話になります。同法後の財政破綻の実例は夕張市だけですが、その検証は本稿の範囲を超えます。

【図05】貸付金元利収入の歳入総額に対する割合の推移

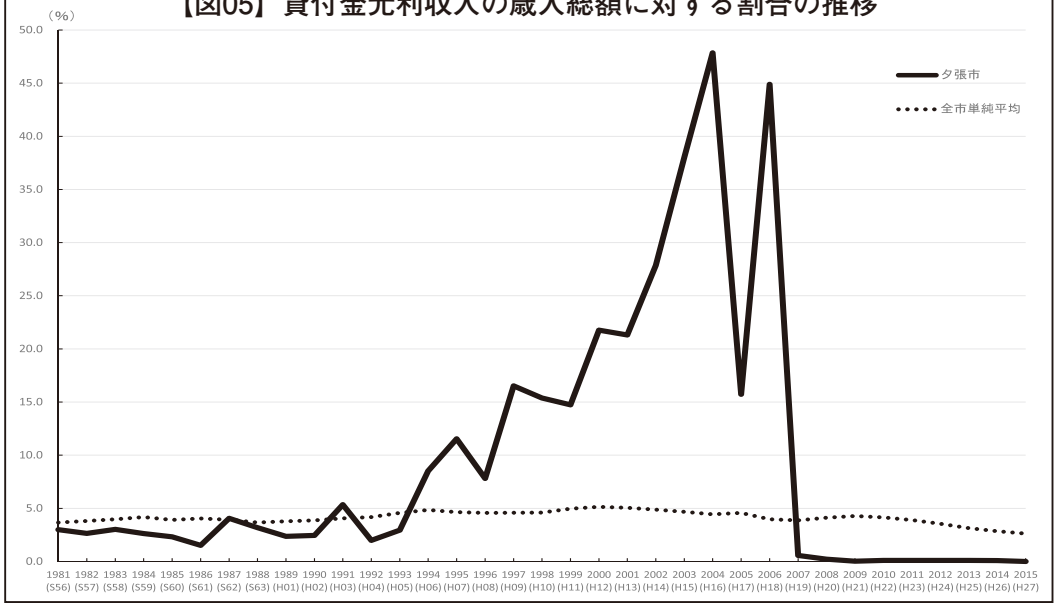

【図06】貸付金の歳出総額に対する割合の推移

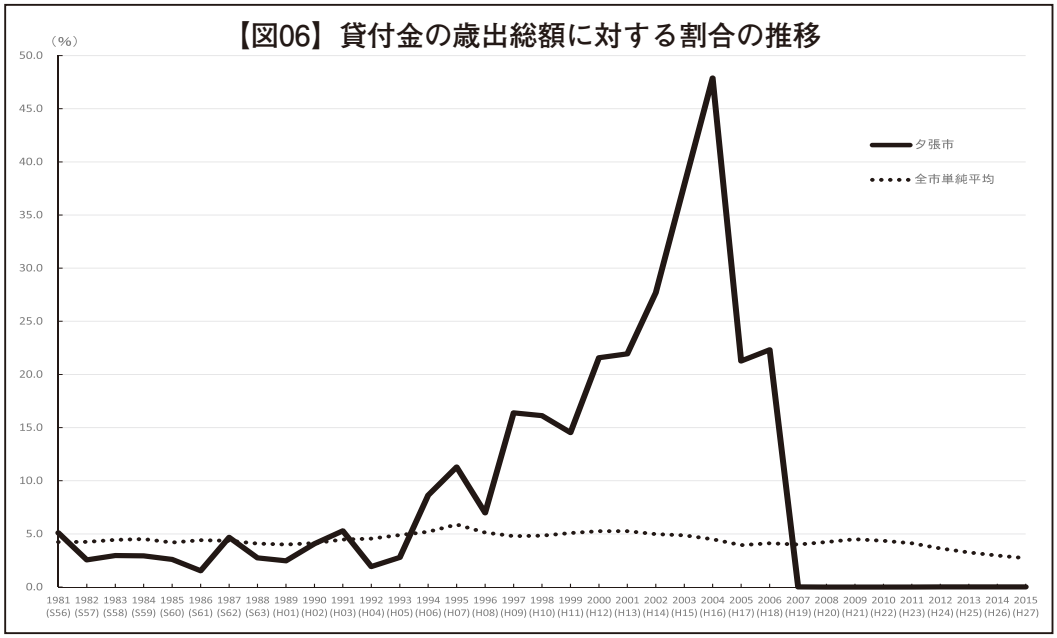

【図07】一時借入金利子の歳出総額に占める割合の推移（千分比）

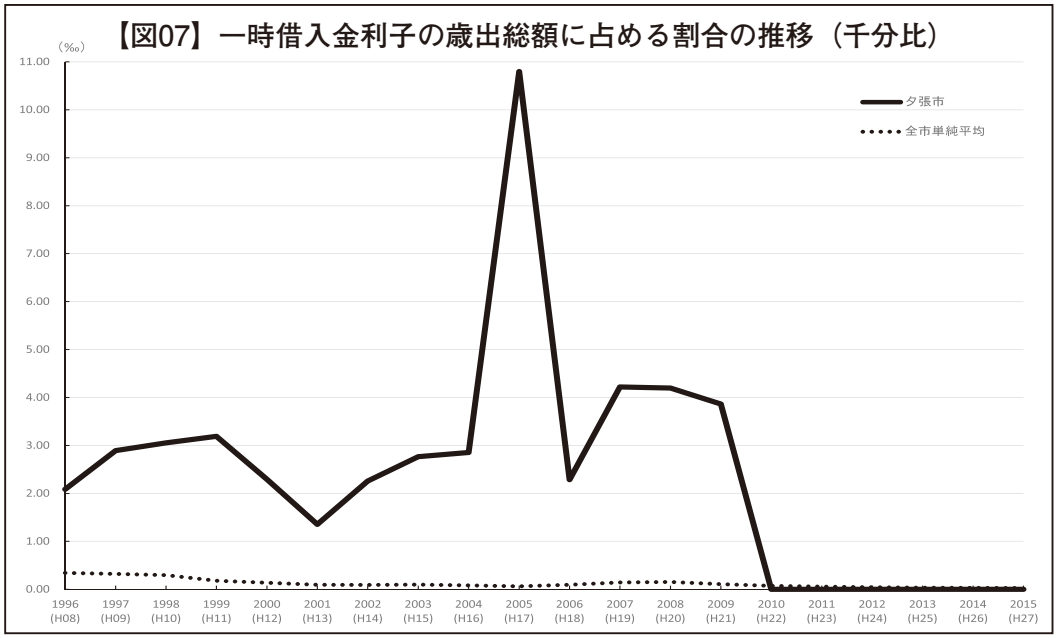

●千葉県内市町村における健全化判断比率の状況

本稿の次としては、千葉県内の市町村について具体的に見ていくところですが、「幸いなことに」と表現するべきでしょうか、大きな問題を見出すことはできないようです。それでも一部の自治体で夕張市が引き合いに出され「第２の夕張」にな

【表03】千葉市における連結実質赤字比率の推移　（%）

2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
—	—	0.4	2.9	2.4	2.6	0.8	—	—

【表04】千葉県内市町村における実質公債費比率の推移　（%）

		2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
東葛地区	市川市	10.4	8.8	3.3	2.8	2.2	2.3	2.0	2.4	1.8	0.7	0.0
	船橋市	12.2	11.9	4.4	3.6	2.6	1.6	1.2	0.7	0.3	-0.1	-0.2
	松戸市	13.8	13.0	7.4	8.2	6.9	5.3	3.9	2.8	1.7	0.8	0.2
	野田市	14.9	15.2	12.5	11.9	11.2	10.5	9.8	9.4	9.4	9.5	9.3
	柏市	17.0	17.1	12.6	12.4	11.5	10.6	9.6	8.9	7.8	5.9	5.3
	流山市	13.6	12.6	8.7	8.4	7.7	7.3	6.4	5.5	4.7	4.1	4.0
	我孫子市	10.2	9.0	4.3	4.2	3.9	3.5	3.1	2.4	2.2	1.5	1.6
	鎌ケ谷市	16.7	16.1	10.0	9.0	7.8	6.4	5.2	4.1	2.7	1.4	0.5
	浦安市	12.3	12.7	9.9	9.4	9.2	8.6	8.0	7.2	6.5	5.5	5.0
千葉地区	千葉市	23.0	24.8	19.6	20.1	21.1	21.4	20.5	19.5	18.4	18.4	18.0
	習志野市	13.3	13.2	8.8	9.5	8.3	7.9	8.1	8.8	8.9	7.1	5.2
	市原市	17.1	17.5	12.6	12.9	12.1	11.9	10.2	9.5	8.0	7.2	6.3
	八千代市	14.1	14.0	8.4	8.8	9.3	10.4	11.1	11.2	10.8	9.8	8.7
君津地区	木更津市	20.0	16.8	11.1	10.6	12.4	12.8	11.4	8.0	4.9	3.0	1.9
	君津市	14.7	10.7	6.3	5.4	5.2	5.5	5.7	5.9	6.1	6.4	6.4
	富津市	15.7	14.1	13.3	12.1	11.6	11.1	10.5	10.0	9.9	9.9	10.0
	袖ケ浦市	7.5	5.5	3.9	4.2	3.9	3.4	2.5	2.4	1.8	1.4	1.0
印旛地区	成田市	9.4	8.9	7.8	7.4	7.2	7.0	6.6	6.5	6.2	6.0	6.0
	佐倉市	11.3	10.3	8.3	7.6	7.0	6.6	6.3	5.8	5.1	4.1	3.5
	四街道市	9.9	9.6	5.3	5.2	5.3	5.2	4.7	4.7	4.9	4.9	4.4
	八街市	10.3	10.3	10.0	11.0	11.7	11.6	11.2	10.8	10.4	9.7	8.8
	印西市	23.1	23.3	17.9	16.6	16.3	11.7	10.6	9.9	9.2	8.0	6.5
	印旛村	23.0	23.5	22.7	22.4							
	本埜村	19.1	19.4	18.2	18.5							
	白井市	20.7	21.4	15.1	14.6	12.4	9.4	5.8	4.4	3.6	2.9	2.0
	富里市	11.5	11.8	9.6	8.2	7.1	6.0	5.2	4.4	3.6	3.3	3.7
	酒々井町	13.5	13.6	11.0	9.2	7.6	6.1	4.8	3.6	2.8	2.6	2.4
	栄町	16.3	18.0	14.6	14.3	14.1	13.9	14.2	13.5	12.7	11.3	10.0
香取地区	香取市	16.2	15.9	12.6	12.0	11.3	10.6	10.5	10.5	10.0	9.2	8.6
	神崎町	19.8	18.3	17.2	16.1	15.2	14.0	12.1	9.4	5.7	2.7	0.9
	多古町	13.3	12.5	11.5	10.3	8.8	7.8	6.7	6.1	5.5	5.4	5.0
	東庄町	15.4	14.9	14.6	13.7	13.1	11.5	10.6	9.4	8.4	7.1	6.2
海匝地区	銚子市	14.9	14.5	12.2	13.6	14.5	14.9	14.5	14.6	14.5	14.4	13.9
	旭市	16.8	18.5	19.2	18.6	17.7	16.2	14.9	13.2	11.6	9.9	9.0
	匝瑳市	16.0	16.5	16.0	15.4	13.9	11.4	9.5	8.5	7.6	6.2	5.3
山武地区	東金市	17.9	20.2	14.9	15.4	15.3	13.6	11.5	8.3	6.0	4.3	3.9
	山武市	12.3	12.5	12.9	14.2	14.9	14.7	14.3	13.8	13.0	11.7	10.3
	大網白里市								11.1	10.2	9.2	8.7
	大網白里町	10.8	11.8	10.3	11.0	10.8	11.5	11.5				
	九十九里町	15.4	16.1	14.6	14.3	13.9	13.9	13.2	12.0	10.4	9.2	8.0
	芝山町	8.0	9.9	10.3	9.3	8.3	7.2	6.3	5.5	4.7	4.5	4.3
	横芝光町	13.1	12.8	11.7	12.5	12.6	12.0	10.3	9.2	8.4	7.9	7.4
長生地区	茂原市	19.0	21.0	18.4	19.3	17.7	17.3	17.7	16.6	14.5	11.2	10.7
	一宮町	14.2	14.3	12.7	12.9	12.9	12.1	11.0	10.0	9.1	8.1	7.1
	睦沢町	12.9	12.9	11.9	11.9	11.5	10.6	9.9	9.5	9.0	8.2	6.8
	長生村	13.5	13.4	11.9	11.6	10.8	10.0	9.3	8.4	7.6	7.4	7.4
	白子町	11.7	11.9	10.6	9.9	9.2	8.0	6.8	5.4	4.2	2.9	2.2
	長柄町	14.6	15.8	14.0	13.8	13.0	11.4	10.3	9.3	8.6	7.5	6.4
	長南町	13.2	15.1	15.2	17.0	16.9	15.8	14.8	13.6	12.3	10.5	8.7
夷隅地区	勝浦市	14.7	13.7	12.3	12.3	12.2	11.7	10.3	9.3	8.5	8.7	8.2
	いすみ市	16.4	15.6	14.7	13.9	12.6	11.2	9.8	9.3	8.9	8.5	8.4
	大多喜町	7.7	8.3	8.8	9.2	9.1	9.1	9.0	8.3	7.5	6.5	5.8
	御宿町	12.8	13.0	12.5	12.1	11.3	10.5	9.7	8.7	7.7	7.1	6.4
安房地区	館山市	13.3	13.5	8.5	7.5	7.3	7.5	7.7	7.4	7.0	5.9	5.4
	鴨川市	17.9	17.3	16.0	15.6	15.2	14.6	13.8	12.6	11.6	10.8	10.5
	南房総市	12.4	12.1	11.9	11.5	11.4	10.4	9.4	8.1	6.8	6.3	6.5
	鋸南町	19.8	20.8	22.2	22.9	23.3	22.5	21.8	20.6	19.9	18.4	16.2

る、とまるでオオカミでも襲って来るかのように叫ばれることがあります。冷静に数字を眺めれば「夕張と同様の状況」には、仮になろうとしてもムリなことは明白です。ここでは順に健全化判断比率の実績を示しますが、実質赤字比率については2007(平成19)年度以降に実質収支が赤字となった市町村はありませんので、対象が存在しません。また、連結実質赤字比率についても、千葉市が限られた時期に赤字となった他に例がありません。

(続く)

【表05】千葉県内市町村における将来負担比率の推移

(%)

		2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)
東葛地区	市川市	32.0	41.6	32.3	18.0	7.1	3.0	0.4	—	—
	船橋市	31.0	11.6	—	—	—	—	—	—	—
	松戸市	30.1	25.1	29.9	26.4	13.6	4.2	—	—	—
	野田市	127.5	120.4	106.8	94.7	82.3	75.4	71.9	68.0	61.1
	柏市	167.0	124.7	110.3	88.6	68.9	52.4	34.6	16.7	1.9
	流山市	87.2	49.5	49.9	38.6	33.1	18.3	23.4	46.0	45.0
	我孫子市	32.1	27.4	21.0	6.8	3.7	—	—	—	—
	鎌ケ谷市	72.5	50.8	60.0	27.7	9.8	0.7	7.7	16.7	19.4
	浦安市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉地区	千葉市	311.6	309.6	306.4	285.3	268.5	261.1	248.0	231.8	208.7
	習志野市	88.7	82.8	70.5	63.7	57.6	44.8	14.8	8.8	0.8
	市原市	103.8	107.0	111.6	105.8	92.3	79.5	69.6	69.5	60.1
	八千代市	77.0	90.1	92.4	77.1	81.1	76.6	70.9	73.8	51.1
君津地区	木更津市	172.7	125.6	98.7	82.6	72.0	57.7	56.0	46.4	39.1
	君津市	52.5	51.7	54.0	79.0	89.3	86.4	74.6	61.7	42.5
	富津市	157.2	162.9	157.1	150.6	144.3	151.7	145.3	137.9	115.1
	袖ケ浦市	—	—	3.5	—	—	—	—	5.3	5.6
印旛地区	成田市	49.7	33.4	37.5	37.6	44.2	55.2	60.3	61.5	73.4
	佐倉市	23.8	9.1	2.6	—	—	—	—	—	—
	四街道市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	八街市	100.2	93.9	80.8	68.3	58.9	52.9	47.5	47.5	31.0
	印西市	59.3	45.4	99.4	72.5	58.3	36.4	6.9	5.1	—
	印旛村	205.3	229.3							
	本埜村	193.2	162.3							
	白井市	34.3	26.1	26.8	3.1	—	—	—	—	—
	富里市	42.4	33.2	30.7	22.3	20.0	27.5	49.0	60.2	62.1
	酒々井町	39.5	26.2	23.1	0.2	—	—	—	—	—
	栄町	130.4	112.2	103.0	87.2	78.5	59.4	56.7	55.6	40.0
香取地区	香取市	149.8	132.7	120.7	102.5	92.1	95.9	84.1	69.0	59.2
	神崎町	91.1	72.3	46.6	32.4	20.5	0.4	—	—	—
	多古町	20.2	39.5	27.7	13.9	—	—	0.5	—	—
	東庄町	112.9	101.6	92.8	71.9	57.2	41.2	28.2	13.5	0.6
海匝地区	銚子市	151.7	195.3	183.9	207.1	198.8	197.9	190.7	179.8	168.4
	旭市	121.7	97.6	104.2	116.5	103.9	83.2	58.0	41.1	23.1
	匝瑳市	114.3	102.4	90.0	72.6	59.4	51.7	47.7	39.7	33.6
山武地区	東金市	75.4	81.0	82.9	50.7	21.6	6.5	32.7	55.1	78.4
	山武市	89.2	68.5	59.3	41.0	24.6	23.8	—	—	—
	大網白里市						55.4	56.6	69.8	61.7
	大網白里町	50.3	49.7	47.7	32.7	54.7				
	九十九里町	148.5	136.0	128.7	112.0	101.4	88.5	73.7	79.6	88.3
	芝山町	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	横芝光町	67.9	72.1	65.5	55.4	48.8	47.5	41.0	43.6	34.9
長生地区	茂原市	218.9	213.5	206.7	191.9	174.1	168.3	143.5	140.6	120.3
	一宮町	121.7	112.0	96.1	76.1	53.0	29.4	38.5	38.1	25.8
	睦沢町	134.6	111.3	122.6	102.6	86.3	39.2	35.7	33.7	17.2
	長生村	94.2	90.4	78.6	72.4	74.6	89.6	73.4	79.2	61.8
	白子町	72.9	64.1	50.2	33.2	21.4	13.4	5.6	19.7	43.0
	長柄町	132.6	122.4	115.7	95.4	74.4	53.1	37.6	23.2	3.0
	長南町	252.2	182.3	161.0	134.7	123.9	103.4	93.9	85.7	71.7
夷隅地区	勝浦市	162.5	142.8	121.0	106.9	98.1	78.0	101.6	132.7	110.6
	いすみ市	140.0	141.5	137.2	125.5	120.8	117.9	100.3	94.9	71.8
	大多喜町	106.5	100.1	75.2	74.7	82.4	80.6	70.2	64.2	33.7
	御宿町	130.9	126.5	100.0	70.7	68.1	57.5	46.1	40.4	23.9
安房地区	館山市	79.2	107.3	106.6	90.5	79.1	70.7	67.3	66.9	64.6
	鴨川市	174.1	160.3	135.9	117.2	109.2	113.0	104.4	113.8	106.0
	南房総市	94.5	72.3	61.6	32.0	13.8	—	—	—	—
	鋸南町	225.5	216.3	189.8	152.1	135.6	127.5	109.4	112.5	95.4